

瀬戸市債権管理条例施行規則をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第27号

瀬戸市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市債権管理条例（令和元年瀬戸市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収職員)

第2条 市長は、強制徴収公債権（市税に係る債権を除く。）及び当該強制徴収公債権に係る地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の延滞金の滞納処分に従事させるため、市の職員を徴収職員に任命し、その事務に当たらせるものとする。

(徴収職員証)

第3条 市長は、前条の徴収職員に対し、その身分を証明する証票として、徴収職員証を交付しなければならない。

2 徴収職員は、滞納処分に関する調査のための質問、検査若しくは搜索又は財産の差押えを行う場合は、徴収職員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証を亡失し、又は著しく損傷したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 徴収職員は、その事務に従事することがなくなったときは、直ちに徴収職員証を市長に返還しなければならない。

(台帳の記載事項)

第4条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- (3) 債権の発生年月日
- (4) 債権の金額
- (5) 納期限又は履行期限
- (6) 債権の徴収に係る履歴
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の記載内容に変更があったときは、速やかに訂正するものとする。

（督促）

第5条 法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権の督促については、別に定めがある場合を除き、債務者に対し、納期限経過後20日以内に督促状を発することによって行う。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条に規定する債権の督促については、別に定めがある場合を除き、債務者に対し、原則として履行期限経過後30日以内に督促状を発することによって行う。

3 前2項の督促状に指定すべき期限は、当該督促状を発した日から起算して10日以上を置かなければならない。

（滞納処分を行うまでの期間）

第6条 条例第10条第2項の相当の期間は、督促状を発した日から起算して1年を超えない期間とする。

（強制執行等を行うまでの期間）

第7条 条例第11条本文の相当の期間は、督促状を発した日から起算して1年を超えない期間とする。

(保証人への請求手続)

第8条 条例第11条第1号の規定による保証人に対する請求は、保証債務履行請求書を保証人に送付することにより行うものとする。

(履行期限の繰上げ)

第9条 条例第12条に規定する履行期限の繰上げは、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 債務者が自ら担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- (3) 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があったとき。
- (5) 債務者が死亡し、相続財産の分離が行われたとき。
- (6) 債務者が死亡し、相続財産法人が成立した場合において相続人のないことが明らかになったとき。
- (7) 会社の解散に伴い、条件付債権等の弁済があるとき。
- (8) 条例第15条に規定する履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）の不履行があったとき。
- (9) その他法令の規定又は契約により期限の利益を喪失したとき。

2 条例第12条の履行期限を繰り上げる旨の通知は、履行期限繰上通知書を送付することにより行うものとする。

(債権の申出)

第10条 条例第13条第1項の規則で定める理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債務者が強制執行を受けたとき。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったとき。

- (4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったとき。
- (6) 債務者である法人が解散したとき。
- (7) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (8) 債務者について会社更生手続開始の決定があったとき。
- (9) 債務者について民事再生手続開始の決定があったとき。
- (10) 第4号から前号までに定めるときのほか、債務者の総財産についての清算が開始されたとき。

(債権の保全)

第11条 条例第13条第2項の規則で定める必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めること。
- (2) 仮差押え又は仮処分の手続をとること。
- (3) 法令の規定により市が債権者として債務者に属する権利を行使することができるときは、債務者に代位して当該権利を行使すること。
- (4) 債務者が市の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令の規定により市が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときは、遅滞なく、その取消しを裁判所に請求すること。
- (5) 当該債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を更新するための手続をとること。

2 市長は、前項第5号の規定により時効を更新するため、民法（明治29年法律第89号）第152条第1項の承認を受けようとするときは、

債務承認書を債務者に提出させるものとする。

(担保の提供及び保全)

第12条 市長は、法令の規定又は契約に基づき担保を提供させる場合は、担保提供書に次の各号に掲げる担保財産について当該各号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付し、これを債務者から提出させることにより行うものとする。

- (1) 有価証券 これを供託所に供託した旨を証する供託書正本
- (2) 土地、建物その他の抵当権の目的とすることができる財産 当該財産についての抵当権の設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録についての承諾書
- (3) 金融機関その他の保証人の保証 その保証を証明する債務保証書

2 市長は、必要があると認めるときは、前項第3号の債務保証書の提出に代え、当該保証人又は当該保証人及び主債務者との間で保証契約を締結するものとする。

3 市長は、市の債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止をするまでの期間)

第13条 条例第14条の相当の期間は、督促状を発した日から起算して1年を超えない期間とする。

(徴収停止の手続)

第14条 市長は、条例第14条の規定により徴収停止の措置をとろうとするときは、次に掲げる事項を明らかにした書類を作成しなければならない。

- (1) 徴収停止の対象とする債権の名称

(2) 条例第14条各号のいずれかに該当する理由

(3) 債務者の事業又は財産に関する状況、債務者の所在その他徴収停止の措置のために必要な事項

2 市長は、条例第14条の規定により徴収停止の措置をした場合において、その後の事情の変更等により当該措置が必要でなくなったと認めるときは、前項の規定に準じて当該措置を中止しなければならない。

(履行延期の特約等の手続)

第15条 履行延期の特約等は、債務者からの履行延期申請書に基づいて行うものとする。

2 市長は、前項の履行延期申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、履行延期の特約等を認めるときは、履行延期承認通知書により債務者に通知しなければならない。

(履行期限を延長する期間)

第16条 履行延期の特約等をする場合のその延長に係る履行期限は、当初の納期限又は履行期限（当初の納期限又は履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から3年（条例第15条第1項第1号又は第5号に該当する場合には、5年）以内の範囲において定めるものとする。ただし、更に履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に付する条件)

第17条 市長は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 市の保有する当該債務者の情報のうち、当該債権の管理のために必要な情報を市長が利用することについて承諾すること。

(2) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、そ

の業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることについて、協力すること。

(3) 次のいずれかに該当する場合には、当該債権の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が市の不利益にその財産を隠匿し、破損し、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ウ 第9条第1項各号のいずれかに掲げる理由が生じたとき。

エ 債務者が当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められるとき。

(履行延期の特約等に係る措置)

第18条 市長は、履行延期の特約等をする場合には、担保を提供させ、かつ、条例第8条の規定による延滞金、条例第9条の規定による遅延損害金その他の徴収金（以下「遅延損害金等」という。）を徴収するものとする。ただし、条例第15条第1項第1号に該当する場合その他市長が認める場合には担保の提供を免除し、又は遅延損害金等を徴収しないことができる。

2 市長は、履行延期の特約等をする場合には、原則として当該債権（債務名義のあるものを除く。）について債務名義を取得するため、必要な措置をとらなければならない。

(債権放棄の手続)

第19条 市の債権を所管する各課等の長（以下「債権所管課長」という。

）は、条例第17条第1項の規定により非強制徴収債権及びこれに係る遅延損害金等に係る債権（以下「非強制徴収債権等」という。）を放棄する場合には、次に掲げる事項を記載した債権放棄に関する調書を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- (3) 債権の金額及び遅延損害金等の金額
- (4) 債権放棄の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 債権所管課長は、前項の規定により市長の決裁を受けた場合は、債権放棄に関する調書を財政課長に提出しなければならない。

（徴収停止後の期間）

第20条 条例第17条第1項第6号の相当の期間は、消滅時効の期間が3年以下の債権については1年とし、3年を超え5年以下の債権については3年とし、5年を超える債権については5年とする。ただし、当該債権について消滅時効に要する期間が経過したときは、それまでの期間とする。

（議会への報告）

第21条 条例第17条第2項に規定する報告は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放棄をした債権の名称
- (2) 放棄をした債権の件数及び金額、遅延損害金等の金額
- (3) 債権を放棄した日



(4) 債権放棄の根拠となる条例の条項

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第17条第2項の規定による報告は、非強制徴収債権等を放棄した年度の翌年度の9月に招集される定例会においてするものとする。

(利用に係る個人情報等)

第22条 条例第18条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する情報とする。

(1) 債務者の当該債権以外の市の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納の金額を含む。）に関する情報

(2) 条例第7条から第17条までの規定に基づき市長が行った措置又は処分に関する情報

(3) 本市以外の機関若しくは団体若しくは個人が当該債務者に対して行った差押え若しくは担保権の実行に関する情報、債務者に係る破産手続開始決定若しくは民事再生手続開始決定に係る情報又は債務者の相続人に係る限定承認その他の相続に関する情報のうち、裁判所その他の公的機関からあった公告又は通知に関する情報

(4) 債務者の所在が不明な場合における当該債務者との連絡に必要な情報

2 前項に規定する個人情報を収集目的外利用しようとする債権所管課長は、個人情報照会書により、当該市の債権を所管する債権所管課長に対して、照会しなければならない。

3 前項の規定により照会を受けた債権所管課長は、遅滞なく、個人情報回答書により、照会を行った債権所管課長に対して回答するものとする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、市の債権管理に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(瀬戸市徴収職員に関する規則の廃止)

2 瀬戸市徴収職員に関する規則(平成24年瀬戸市規則第11号)は、  
廃止する。

(徴収職員証に関する経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の瀬戸市徴収職員に  
関する規則の規定により交付された徴収職員証は、この規則の相当規定  
によりなされたものとみなす。